

民生福祉常任委員会記録

平成26年9月5日

【開催日】 平成26年9月5日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後4時12分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	請願紹介議員	長谷川知司
----	------	--------	-------

【参考人】

参考人	赤井正志	参考人	山内陽子
参考人	内田八重子		

【執行部出席者】

市民生活部長	川上賢誠	市民生活部次長兼環境課長	佐久間昌彦
環境課主幹	渡邊育学	環境課主査兼生活衛生係長	木村清次郎

【事務局出席者】

事務局次長	清水保	庶務調査係長	島津克則
-------	-----	--------	------

【付議事項】

- 1 所管事務調査 火葬場建設について
- 2 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 3 陳情要望について

午後2時 開会

下瀬俊夫委員長 ただいまから民生福祉常任委員会を開会します。きょうは火葬場の問題で基本計画を策定中ということで、これに対する執行側の現状について報告をお願いして、質疑をしたいと思います。それでは説明をお願いします。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 ただいまの状況について御報告申し上げます。まず平成25年度に市政説明会、市民アンケート、基本構想検討委員会を経まして、今年度の2月1日号の広報で市としての基本方針、山陽斎場での建てかえということを決めたところであります。これを受けまして26年6月24日に、8事業者により入札を行いました。そして基本計画の策定業務について落札業者が有限会社E I C、横浜市の事業所ですが、が落札して現在基本計画の策定業務委託に当たっております。E I Cにつきましても火葬場専門のコンサルタント業者ということで、過去の実績等も踏まえて、そういうことでお願いしております。今後につきましては、10月に新火葬場建設の基本計画の検討委員会を立ち上げまして、基本計画の素案について協議をしていただきたいと思います。これはまだ予定ではあります。時期をみて地元の厚狭校区で説明会の開催も検討していきたいと考えております。年が明けまして、パブリックコメントを行いまして、市としての基本計画の決定は今年度末になろうかというふうに思います。基本計画そのものの内容ですが、基本理念といえますか目的がありまして、そして将来の死亡者数を精査していただく。そしてそれに見合う必要な火葬炉を検討していただく。そしてそれに見合う建物の規模、必要な敷地の面積、そして概算の事業費、そして全体の事業のスケジュール、そして環境影響調査を取りまとめた基本計画を作成していただく予定であります。現状といたしましては以上でございます。よろしくをお願いします。

下瀬俊夫委員長 今の説明について質疑がございましたら。

矢田松夫副委員長 E I Cという会社を調べたんですけど、従業員が3人と書いてあったんですけど、そんな小さな会社で大きな仕事ができるんだろうかと不安に思ったんですけど、どうですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 市の監理室に登録してあるのは、技術者4名で登録されております。言われるとおりそういう状況は認識しておりますが、平成24年度にE I Cが行った実績は全て火葬場関係の業務委

託ですが、12件やっておられます。基本計画、施工管理、そのほか様々な火葬場に伴う業務をコンサルタントでやっておられます。この従業員につきましては、そういうこともあるかと思いますが、過去の実績を見れば十分対応いただけると認識しております。

岩本信子委員 予定価格が996万8,400円と書いてあって、落とされたのが343万4,400円。3分の1ですよ。余りにも開きがあって、大丈夫なんだろうかという不安があるんですが。24年度実績が12あると言われたんですが、そのことはこちらには入札のほうだから関係ないにしても、予定価格との開きというのは、どう捉えていますか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 予定価格を決める事務として、8事業者から仕様に基づいて見積もりを取っています。その見積もりのおおむね平均値をもって予定価格を出しています。それで入札をするわけですが、工事と違いまして、最低制限価格がありません。予定価格を下回れば、幾ら下回っても結果的には落札となります。ただ見積もりを取っているということもありますし、過去の実績も見積書とともに徴収しております。それらを見て8事業者を監理室で指名しておりますので、落札額はそういうことになりますが、事業そのものについては十分期待に沿ってやっていただけるという認識でおります。

岩本信子委員 基本計画策定業務委託ということですよ。基本計画はいろいろな内容を並べられたですよ。そういうのをこの業者が策定するんですか。策定したものを皆で検討するとかいうことなんですか。策定業務委託というのがよく見えてこない。どんな仕事なのかというのが。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 コンサルタントですからこちらの仕様書に基づいて、今言いました将来の死亡者数とか炉とか面積とかいろいろなことを一つの報告書にしてもらいます。最終的には製本した状態にってもらいます。その途中で検討委員会なりパブリックコメントなりで意見を求める。それらを踏まえてコンサルと私どもで協議して、最終的なものにしていく。比較的通常やっておられるコンサルタント業務です。特別安いからどうかという話とは別に通常のコンサルタント業務です。

矢田松夫副委員長 今検討委員を公募しているでしょう。出されたものをそれに示すということですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　そうです。

矢田松夫副委員長　出されたものを皆に示し意見を求める。一つの手段にするということですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　はい。

吉永美子委員　先ほど見積もりの平均値で予定価格を出したとおっしゃったですよね。ということはE I Cはもともと見積もりが低かったということですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　8社見積もりを取りまして、E I Cも当然その中にあります。そのときの額より低い額で入札されたということになります。

吉永美子委員　見積もりの中でも、もともと8番目にいたということですか

佐久間市民生活部次長兼環境課長　予定価格の決め方ですけども、仮に8社あれば、平均値からはみ出た部分、異様に高い、異様に安い、プラマイ30%ですけど、それをのけます。残りの事業者で平均を取ります。それが予定価格になります。そうやって決めて、E I Cだけの見積もりじゃなくて、そうやって決めていきます。E I Cが何番目かわかりますけども、入札のときにはそれよりもぐんと安い額で入札された。昔1円入札とかそういう時代も業種によってはございましたが、仮に100万で入れられても落札してしまうということになります。

吉永美子委員　ずばり聞きたかったのは、もともこのE I Cは見積もりのときから低くて、ここに当たるという可能性が高かったのではないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　事前に見積もりをいただいたときも一番見積額は低いです。

吉永美子委員　その時点からある程度見えている状況ではあったと推察できるわけなんですけど、この基本計画を策定いただく中で市の持っている基本理念が一番大事だと思っているんですよ。そこについてはきちっとE I Cさんにこういう理念でつくる思いであるということでは伝えてあるのでしょうか。市民にとってこういう施設でありたいとか、そういった市

の理念を持っておられて、それをお伝えしているのかどうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 見積もりを見てもE I Cが落とすだろうと推測されたと言われましたが、それは推測しておりません。こういう業務というのは建物を建てる時と違い、資材がありません。100%人件費の世界ですので、E I Cが見積もりで安かったから、それが落とすだろうという認識はなくて、本当に勝負しようという事業者があればドンと下げてくるのではないかと。建物であれば絶対に必要な経費がありますので落とせないでしょうけど、こういう時の入札はそういうことが予測されるので、E I Cが特に事前から決まっていたのではないかという認識はございません。それから事業者の基本理念といいますか、漠然とはしていますが終えんの場合にふさわしいもの、明るくて清潔感があるもの、待合等も余裕があること、逆に華美にならず予算がありますのでコストも見合うものということは伝えてあります。

吉永美子委員 今言われましたけど、特に昔の迷惑施設というイメージではなく、暗いイメージではなく、各務原とかがそうですけど近所の方が散歩のできるような、そういうようなイメージを持っておられるのでしょうか。この点を確認します。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 火葬することそのものは同じですので迷惑施設という考え方は当然あります。そうはならないように明るくて、清潔感のあるということでお願いをしております。実際にはこれから基本設計、実施設計が後の年に入ってきますけども、全体を見ながら今言ったようなポリシーでいきたいというふうに思っています。ただ、遊歩道をつけて散歩する、全体を公園化していくと、そういう周辺環境を含めた想定は今も行っていない。

吉永美子委員 入り口の道路をつくられますよね。それは今のよりはかなり広くて、離合ができるような形で開けた感じにはなるんですよね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 その辺も今コンサルのほうに配置図、見取り図といいますか、そういうのがイメージできるようなものをつくってもらいますけども、進入路については今ある侵入路よりも楠側に取りつけて、幅員もある程度とって、マイクロバスが離合できる程度の幅員にはする予定にしております。

吉永美子委員 今の雰囲気から随分変わるというイメージが湧くわけなんですけども、公園とかまではしなくても、近所の人ジョギングしたり散歩をしたりとかしたときに、火葬場だわという形にすべきではないという思いでお伝えしています。墓地公園とかいう形がつくともっといいですけど、それが不可能で、隣に墓地がありますけども、そこまでをつなぐのが不可能であるということであれば、要は私が申し上げたいのは、近くの方とかでも寄りつきたくない建物じゃなくて、ジョギングしたり歩いたりするのにイメージ的に文化会館の周りを歩くようなイメージであってほしいという思いです。

川上市民生活部長 今の山陽斎場のあの場所で、今度建てる場合にどのくらいの面積が必要であるか、それからなんですよ。実施設計なんかその後になります。基本計画ができたその後。大まかな炉の数からすればどういいう大きさの建物が必要であるか、進入路をどこにつけんといけん。そしてたらどれくらいの造成工事が必要で、どのくらいの用地を取得せんといけんとか、そういうことの基本的なことを今詰めるわけです。進入路の大きさを何ぼにしましょうとかそれはまだこれから後のこと。近所の人散歩でもすればいいと言われますけど、場所的にちょっと考えてみてください。峠のところでしょ。住宅も余りないところで、わざわざあそこまで行って公園みたいな形で散歩しようかという設備をつくるかといえ、基本的には考えられないと私は思います。

下瀬俊夫委員長 それはもともと火葬場に対するイメージがそうだからですよ。この委員会は各務原に行って変わったんですよ。そこら辺があるのでギャップがあるんですよ。

小野泰委員 今回の基本計画について、今言われたイメージですよ。イメージと将来の死亡者数とかを考えて、それで炉が何基あったほうがいいのか、その基本的なことをやられて、それを基本計画の検討委員会に諮って、そしてパブリックコメントを経て、その次が基本設計、実施設計ということになるんですか。「はい」と呼ぶ者あり)そういう流れですね。このレイアウトとか配置図とかの詰め方ですよ。具体的にはどうなるのかなという気がするんですよ。イメージが湧きづらいんですよ。例えばスタンドグラスがついて明るいやつもあるし、自然と調和したやつもあるし、小野田というのはほんとに田舎という感じでの建て方が両方ありますけど。イメージが本当違うんだけど。我々は最新のイメージを描いたらいいですか。

下瀬俊夫委員長 最新のイメージという意味がわからん。

小野泰委員 ホテル並みとそう言い方をされるんですよ。

川上市民生活部長 都会のほうに行くとホテルみたいなところとかですね、設備がすばらしいところはいっぱいあると思います。市政説明会の中でもいろんな方の意見がありました。アンケートもありました。説明会の中でも財政的な面が随分出ましたので、財政面を考えて広域どうのこうのという話もあったんですけど、地元で建てていこうということになりましたけど、財政面のことを考えればそれなりのもので建てざるを得ないだろうという方向はあると思います。市民の皆さんの意見は財政的なもので考えてほしいという意見もありましたので、ホテル並みとかホテルのようなそういう豪華なものを建てるといふところまでは考えていません。

下瀬俊夫委員長 そこまでの議論は行き過ぎなんですよ。そんな議論は誰もしていないですよ。

岩本信子委員 一番この基本計画の中で私が大事に、建てられるとこに伝えたいのは、やはり基本理念で言われたように火葬場というものをどのようなイメージとして捉えているのかということが一番伝えてほしいなと思うんです。先ほど言われた終えんの場とか明るく清潔感はどこだっ一緒です。さっき言われました24年度で実績が12あると基本計画が。12というのはどことどこつかんでいるんですか。見ちゃったことがありますか。どういうイメージでどのような形で、市がこういうイメージでって言うから、そういうふうなことをするのか、それともこちらがもってらっしゃる12やってらっしゃる、今までコンサルタントとしてやってこられた、その実績をもとにつくられるのか。それとも市の理念として、お金かける、かからんという以前の問題だと思うんですよ。どのようなイメージ、どのような理念の場にするかということ。それはきちっと相手方の計画を、委託されたところに伝わってほしいなと思うんです。だから、終えんの場として明るく清潔感はどこだっ一緒です。そうじゃなくて、もっと山陽小野田市としてのイメージ的なものを言ってほしいな、あってほしいなと思うんですけどいかがでしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 私も素人でございまして、基本的な考え方

で炉があって待合がある。そこに基本的な理念と言われても選択肢がたくさんあって、多目的な施設であれも入れよう、これも入れようという選択肢が広い施設、たくさんあると思うんですけど、火葬場というのは、そこで葬儀ができるような式場をつける予定もございませんので、火葬炉があって待合があると。その間に明るくて、2時間待つていただくゆとりが取れると。それ以外基本理念として、いろいろ考え方があっても知れませんが、そんなに特出したこういう施設でなければならないというようなものではないと考えている。私もこれから勉強させていただきましても、さっき言ったようなガラス張りとか腰壁がなくて上から下までガラスで明るくてとか、待合から少し庭園が見えてと、一般的なことになると思うんですよ私は。吉永議員が言われたように周りも全体的に整備して、一帯を墓地と一緒に全部をコンセプトを持ったまちづくりの一つの拠点にできるようなということまで考えておりませんので、火葬場だけについて言えばそういうことです。

岩本信子委員 火葬場なんだから火葬炉と待合があればいいという考え方をちょっと変えてほしい。火葬炉にしても各務原に行ったら、炉が見えないんですよ。扉みたいな形で、それは大してお金がかかるものではないなと思ったんですけど、その火葬場らしくない火葬場と言いましょか、自分たちがイメージしてるのは。そういう火葬場にしてほしいなっていう理想だけど、終えんの場合もあるし、本当に炉に入れて燃やすだけというイメージじゃなくて、本当に終えんの場合で皆が気持ちよく火葬場というイメージが払拭できるような火葬場にしてほしいというのが私たちの願いなんですけども、お金をかけて、ガラス張りにしてどねえこねえとか言うんじゃないかと、お金かけなくても火葬場らしくない火葬場と言いましょか、そのイメージが全然違う。そういうものにしてほしいということでございます。

下瀬俊夫委員長 前提条件とか具体的にイメージを持って議論しといたら話にならんのだけど、別に金をかけろとか豪華なものをつくれとか、そんな話は誰もしてないんですよ。ただこれまでの火葬場とは違ったイメージがあるのではないかと。ただ山の中に木々に囲まれて誰の目につかないような、それが火葬場で、ただ単に火葬するだけと。こういう施設のイメージがねどうも行政側にあるのではないかと。例えば団地があって、団地の皆さんにそうイメージでものを言ったって、これはなかなかピンとこない。今までの火葬と変わらないからですよ。今現状をどう思われますか。あんなとこ人が寄りつかないですよ、基本的に。

その奥の墓地公園があるけど、どっちかといったら荒れ放題ですよ。だからとても近寄りたくないという雰囲気になるんですよ。それをもっと変えていこうじゃないかという、そういう皆さんの思いがあるわけですよ。せつかく団地に近いんだから。特にあそこに配水池もできるわけですよ。配水池をつくって、そこに上がったら厚狭全域が見えるんですよ。あの地域全体が変わりそうだという雰囲気はあるんですよ。ところが旧態依然の活動を持ってくると余り変わるというイメージがない。そこら辺も含めた全体のイメージを持って、基本構想をつくる必要があるんじゃないかなと思うんですが、その基本的なコンセプトが旧態依然の火葬場のコンセプトでやられるとどうもちょっといかがかなと。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 よくわかりました。私がさっき言ったのは機能としていえば炉があって待合がある。機能としてのこと。委員長、委員の皆さんからありましたように、パッと見て火葬場じゃないような斬新なイメージと人目につかんで奥にあって暗い雰囲気と、その辺は建物の外観とか周りの植栽とかですね、その辺は十分今言われたような意見を取り入れることはできると思います。特に見た目が昔の火葬場というイメージではない建物がたくさんあります。その辺は今言われたようなことも十分考慮していきたいというふうに思います。ただ予算の範囲はありますので、部長も言いましたけれど、豪華になって華美になるというのと今言われたのは違う話だと思いますので、今言われた意見というのは十分拝聴したいというふうに思います。

石田清廉委員 少なくともこの計画についてきょうの委員会に何らかの資料提出があって、何のために委員会があって、何を私たち審査させようというのか。私たちの思いはどちらかといえばイメージが先走って、こんな明るいものという話。たしかにギャップがございすけども、この時点で執行部の方がおっしゃるには先のことは全く今の段階では考えられない。とりあえず基本計画をつくる委託業者を選定しました。私たちはその委託先がどういう業者でどういう能力を持ったどういう安心できる業者であるか。そしてまたその業者が、市としての基本的な理念を伝えるにふさわしい業者なのか。あるいは業者の実績12カ所は少なくともパンフレットみたいなので、目で見える実績が提示されるものと思っていますよ。今私テニスじゃないが投げたり取ったりで、全く僕はきょう何の委員会だろうかと、このように資料がなくていいんですか委員長。

下瀬俊夫委員長　しょうがないです。

石田清廉委員　何を審査するんですか。賛成、反対をやるんですか。（「所管事務調査」と呼ぶ者あり）これはちょっとおかしいな。

下瀬俊夫委員長　そういう問題じゃない。

吉永美子委員　先ほど言われた炉が見えないとかっていうのは、もう5年半前にお伝えしているわけじゃないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）だからもう一步言葉がほしかった。だから基本理念どう思われているんですかと、こられた方が少しでも悲しみをあれすようにと思いを持ってるぐらい私すごいほしかったんですよ。冷たい今の山陽でも1、2、3と書いてあって、銀色のビーとなっていて、まさに今から焼きますという、ああいう感じじゃないわけですよ。百聞は一見にしかずで皆見たからこそ、あのイメージができあがっていると思うんですよ。見られていないから、パンフレットを渡しても、見られていないからイメージがわからないのかもしれませんが、委員の皆の思いは汲み取ってほしいと思うし、一点確認したいのは市長が安くつくれと言われたということがありましたよね。広域連携のときに実質負担額が本市単独であれば5億3,056万4,000円。ところが3億6,334万9,000円という試算が出ていますね。以前出しているじゃないですか。市の実質負担額ですよ。要は実質負担額が3億6,334万9,000円と広域連携で宇部とやればですよ。前いただいているのはそうなっているんですよ。事業費の試算というところで。5億3,000万やったら、このところで1億7,000万ぐらい実質負担額に差が出てますよね。実質負担が5億3,000万じゃなくて、3億6,300万でやりなさいということで、市長がそれを超えてはならぬというお気持ちを持っておられるのですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　広域で宇部市と一緒につくった報告書の中には広域で宇部市と一緒に火葬場を建設したときの本市の負担額が10億。単独でつくった場合は15億かかる。それに特例債の分を引いていけば今言われた数字になると思います。市長が当時言っていたのは広域でやったときの本市の負担額が10億。本市単独でやった場合は15億。だから15億じゃなくて広域でやった場合の本市の負担額10億程度に抑えられんかという話を市長が言っているということです。特例債は別ですけど、宇部市とやれば10億でできるけれど、単独でやれば15億

かかる。そしたら10億ぐらいの金で単独でできないかということをおっしゃられる。

吉永美子委員　そうするとですね、分けている工種の種類があるじゃないですか、火葬炉工事とか建築工事とか外溝工事、造成工事、調査設計費こういったところを結局は火葬炉も少なくしたり炉が安いものにしたりと外溝も駐車場を狭くとか道路も整備しないとか、そういったところをずんずんずんずん削られて、14億1,100万になっているわけだから、それを4億減らすということになるわけでしょう、このいただいている資料からすると。4億減らすためには今言った、炉外の建築とか火葬炉とか駐車場とか敷地の造成とかこういったところを抑えていくということですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　きのうかおとといに市長と協議をしたのですが、そうは言ってもなかなか厳しいであろうと10億で全部やるのは。今コンサルのほうにさらに詰めた事業費の提出を求めています。市長とも協議して、いろんな事情があって、消費税も上がるでしょうし、労務単価も上がってますので、簡単に10億以内とかバツサリやることは難しいのではないかとこの結果になれば、その辺は市長と詰めていきますし、今言ったように、道路にしわ寄せがいくとか、駐車場が舗装しないまま、砂利でできたような駐車場になるのかとか、そういう細かいことは別ですけど、できるだけ詰めていって、安かろう悪かろうになってはいけませんので、その辺はやっていきたいと思っています。ただ今は思いだけであって結論があるわけではないですけど。

吉永美子委員　有利な起債がもう火葬場の場合は合併特例債しかないわけで、かつ市民全体が必ず一回はお世話になる。そして周りの誰かのときも行ったりする。だから合併特例債は市民全体に関係するものをまず最優先に考えるべきだと私は申し上げてきたつもりです。けちって結局後々もっとこうするべきだったとか、市民がよそにも行かれるわけじゃないですか。よそのところにも親戚がおられたりして行くでしょ。うちは新しくできたのにこんなものだったのかということには、市民は合併によってからアメとムチといわれるけども、やっぱりムチも受けているわけですから、当然補助金が出ないとかいろいろあったわけでしょう。だから市民が絶対お世話になるところを、この部分についての合併特例債を使うという部分についてはですね、ぜひ私は環境課頑張って、絶対に禍根を残さないようにお願いします。

川上市民生活部長 事業費の関係はですね、今コンサルに出しております基本計画の中で、今言ったように何炉の建物をどういう形でつくる、どういう形で造成しなきゃいけないというものが出てくるじゃないですか、その中で概算事業費が出てくると思います。その事業費の中で、その後に実施設計という形になって、本当のどのくらいかかるかというのが出てくるわけですよ。概算の事業費が出たときには、この事業費の中でどういう程度のものができるかということをお委員の皆さんにもお諮りしてやっていきますので、最初からですね、どうしようもないものをつくるという考えは一向にありませんから。我々もせっかくつくるのであれば、いいものをつくりたいので、その辺は頑張っていこうと思っています。市長が幾らぐらいでということをお言われたと聞かれたと思いますけども、市長もこれでやりなさいと金額を最初から決めておるわけではないんです。なるべく合併特例債を使ってやる事業でありますけども、広域でやったときと負担が余り変わらないようにつくってくれやというのが本音だろうと思いますので、その辺で我々も頑張っていきたいと思っています。

三浦英統委員 炉数は6体ですか。（「まだ決まっていない」と呼ぶ者あり）それと動物炉はどのような考え方を持っておっしゃいますか。今山陽小野田市に1カ所個人で埋葬するところがございましたが、これをやめてしまったというようなことを聞いておりますが、ここらあたりの考え方はいかがでしょうか。またE I Cが安く取ってらっしゃるので、先ほどから12カ所の実績があるよと、その中の一つを持ってくれば安く何ぼでもできると思うんですけど、設計というのは。ですが市としてきちんとした、先ほどから言われる環境とかいろいろなことを言われましたよね、そうでなくて、市としてここはきちんとしてくれというような何か一つのね、先ほどから前のお二人がよく言われますような、例の問題じゃないですけど、ここはもう市としての一つのシンボルというような考え方をE I Cさんにお伝えしているのかどうか。今までのつい何でもええ、よそのを一つ持ってきて、それをもらえば300何ぼだからという考え方でやられると、なかなか納得しがたいところがあるんですけどね。そこらあたりの考え方をお教え願いたいと思うんですけどね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 動物炉のことは一般質問でも取り上げられていますので、今ここで市の考えをいうのはちょっと。いいですかそれは一般質問のほうで。（「わかりました」と呼ぶ者あり）後段に言われた、

その辺コンサルのほうにいろいろ話が出ておりますので、月に一回来ますので、その辺は詰めていって、市のほうの考え方、それから検討委員会でまた出るでしょう、いろんな話が。パブリックコメントでも出るかもしれません。その辺はまたよく詰めていくということで、今の時点では御了承いただければと思います。最終的には費用対効果もございまして、総合判断でどこまでの建設費でどうやっていくかというのは今後のことですけど、できるだけ今言われたようにせっかくの特例債ですので、皆さんがご理解、納得いただけるような、なおかつ誰が見てもこのぐらいの費用ならようやったなど言ってもらえるような施設になればと思いますので、今結論は当然出ませんので、その辺御理解いただければと思います。

川上市民生活部長 もう一つ、前の基本方針の検討委員会との中でもお話させていただきましたが、法律によって規制がある部分があります。先ほど言われましたけど火葬場は外から直接見えないように植栽をなさいますとか、そういうこともありますので、そういうことはきちんと守った形のもので計画していくと。これは皆さんも御理解いただきたいと思いません。

下瀬俊夫委員長 そういって言われると各務原だって、隠れて見えないところはないんです。非常にオープンで見えるところなんです。法的な問題云々だけではね、問題は行政がどういう目的でつくるのかという、そこら辺が一つ言えると思うんです。2点ほど聞きたいんですが、先ほど言ったようにあそこは配水池をつくって、西見峠というのは厚狭の町が一望できるところなんですね。そういう点では非常に見晴らしのいいところなんです。そういうことも含めて、例えば新しい火葬場は今の火葬場の奥につくるとかいう話があって、そうすると墓地公園にも近くなるんですね。墓地公園も含めたあの地域の一定の公園化みたいなね、そこら辺の考え方はどうなんかというのが1点です。もう一つはこれまで火葬場というのは人を寄せつけない、祭儀のときしか行かないという、さっきから出ているように、日常的に人を寄せるような、そういう一定のコンセプトもいるのではないか。各務原はピアノを置いて、ピアノのコンサートを年数回やるということが計画されているんですね。簡単な楽器で皆さんが寄って来れるというねえ。これも一つの施設を活用していくという点でこれまでのイメージを打破する一つの大きな役割を果たしたと思うんですよね。そういうふうな発想もこれからいるんじゃないかと思うんですよ。そういう公園化の問題とか人を寄せる施設にするとか、そう

いう考え方は今はないでしょうが、これから先持っていかれるのかどうかという点ですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 現時点では、言われることはよくわかるんですけど、日常的に人を寄せつける、イベントも打てる、墓地公園も含めて一体化するというコンセプトというか理念はありません。そういうことです。

下瀬俊夫委員長 あその景色を生かしていくという気持ちはないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 日常的に人を寄せつけるというのは、いつも来てもらって、そこで散歩できたりなんかできるというのは、火葬場ですから想定はできないというかないんですけど、火葬に来られたときに・・・

下瀬俊夫委員長 それがね、その思いが古いんですよ。そういう意味では。葬儀のときしか活用できないような施設で本当にいいのかというのが皆さんの思いなんです。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 葬儀以外のときに活用できる施設というのを仮に想定すれば膨大な経費が必要になると思います。

下瀬俊夫委員長 かからないよ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 墓地公園まで整備して、一体化して、植栽を施すとなれば経費がかかると思います。

下瀬俊夫委員長 今の話は建物の話ですよ。建物に対する思いがどうなのかという話ですよ。祭儀のときしか使えないような施設を考えているわけでしょう。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 そうです。

下瀬俊夫委員長 それ以外ないんでしょ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 それ以外ありません。

下瀬俊夫委員長　そこが問題だという話なんです。さっきから出ているのは。

岩本信子委員　さっき言ったように炉が見えないのよ。ドアが開いて、何かあるんじゃないけど番号も何も打っていないし、イメージ的には火葬場というイメージじゃないんです。だから人が寄ってこれるし、お金かけてどうこうじゃなくて、イメージ的にはそういうふうになれば人も寄ってこれるんじゃないかということです。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　今言われたのは炉が壁と一体化している、それとか各務原のエントランスホールからの待合ロビーですかね、そこにピアノがあるんですかね、それは山陽小野田がつくった場合でも、今言ったような炉前の壁と扉とか、そういうのは可能と思うんです。エントランスから待合ロビーに行くときに、総ガラス張りになるかはわかりませんが、明るい雰囲気とかそういうことはできると思いますし、やらなければいけないと思います。ただ、それを利用して、それ以外の目的で人が呼べて、音楽ができるとか、火葬以外で人が集まるようなことは想定していない。ただ、イメージとして来られたときに明るい雰囲気、見送るのによかったね、2時間待っている間静かに待ってたねとか、そういうのは十分配慮したいと思います。日常的に人が寄ってどうこうということまでは、現時点では考えていないのは事実です。

下瀬俊夫委員長　だから、火葬場のイメージしかないわけね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　そうです。火葬場です。

下瀬俊夫委員長　各務原も最初から中でコンサートをやるコンセプトはないんです。これは後から誰かが思いついて始めただけの話で。問題は日常的に人が寄りつけるような雰囲気の施設にしていくことよね。火葬場というだけの話ではなくなってしまったわけです。

吉永美子委員　出していただいている資料の中で、5カ所ほど出されているじゃないですか先進地の状況。愛媛県の今治とか各務原、三重県の桑名、広島県の三次、宮崎の延岡。これ先例地の状況を出された以上は、そのどういうふうなコンセプトでこういうふうにつくられてというところまでは全く見ないで、単純に人口が何人だ、炉が何ぼだ、お金が何ぼだということだけなんですこれ。先例地の状況をわざわざ出しておられるということはある程度調べておられると知っているんですけど、この

考え方ちゅうか、少なくともどんな形となつて、こういう形につくられて、パンフレットの取り寄せとかは全くしないで、単純に数字だけいただいて、5カ所を出されたということなんですね。そうなる。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 1回目の検討委員会で出した資料ですかね。

(「資料5」と呼ぶ者あり)これはそれぞれの市町に調査票を送りまして、回答をいただいて、このときには人口とか建設費、そして火葬炉の数とか、そういう機能的な部分を検討委員会の委員さんに例示するために出したものです。それが1施設ずつたしかパンフレットをもらっている気がするんですけど、それが今言われたような炉前がどうなつてるとか、細かい建屋の仕様の部分については精査していないのは事実です。

吉永美子委員 やっぱりコンセプトというか、理念としてどうされているかぐらいは知つていただきたかった。せつかく先例地の状況と上がっているから、それなりに各務原について調べて出しているな思っていたから、炉前ホールも始めて聞いたような顔をされると、せつかく出してる資料は何なんだろうと申しわけないけどこっちが思つてしまつて、「炉前ホール」と呼ぶ者あり)だから各務原。炉前ホールって写真があるじゃないですか。だから壁になっているでしょう。じゃけえ岩本さんが言うように、全く炉と見えない、要は考え方として私がすごく各務原行って感じたのは、来られる方に少しでも悲しみを和らげようという思いがすごく伝わったんですよ。間接照明にして、トイレ以外は、すごくやさしいイメージでかつ明るいという。だからコンセプトをすごく大事にしてほしいという思いがあつて、お伝え申し上げているつもりなので、委員の皆さんも行かれてすごい感じて帰つてこられているはずですから、これからもまた委員長いろいろね議論しますよね。よろしくをお願いします。

岩本信子委員 火葬場というんじゃないくて、例えば何とかの森とかいろいろ瞑想の森とかいろいろあれがあるんですよ、火葬場じゃなくて名前がついているんですよ。ぜひ山陽小野田市もネーミング募集するぐらいの、この終えんの地をどのようなネーミングにするかとか、皆さんに関心を持ってもらうための施設、それだけでも違うじゃないですか。だからネーミングの募集も考えてみてください。計画の中に。

下瀬俊夫委員長 時間になりましたので、ただね10億を超えて皆さん使うわけですから、ぜひ、いいものをつくっていただきたい。それは単なる火

葬という問題だけではなく、市民が親しめるような施設にさせていただきたいという点で、僕はぜひね、そんなお金をかけるわけだから、少なくとも各務原とか先進地にはぜひ担当職員も研修に行くぐらいのことがいるんじゃないかなと思うんですよ。ただ単にパンフレットだけじゃ雰囲気はわからない。ということで、きょうは時間になりましたので、また改めてやりたいと思っています。お疲れでした。5分休んで3時からやります。

午後2時55分 休憩

午後3時5分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは、委員会を再開いたします。ただいまから請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が出されましたので、これについて審査をいたします。審査に当たって請願者を参考人としてお呼びしております。きょうはよくおいでくださいました。請願者に一言お礼と、今回の委員会審査の当たっての注意事項を二つほど言いたいと思います。一つは発言する場合は委員長の指名によってしていただきたいということ。二つ目は発言する前に手を挙げていただきたい。この二点であります。山陽小野田市の議会は請願を出された請願人に対して、参考人としてお呼びして、御意見を伺う。そして皆さんから質疑を受ける。こういう機会を持っております。きょうは請願の内容について御説明いただいて、いろんな議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは紹介議員も来ておりますので、紹介議員のほうから先に概略だけ説明をお願いしたいと思います。

長谷川知司請願紹介議員 お疲れさまです。民生福祉常任委員会の皆様には、貴重なお時間をお借りします。我が国は自由平等であると言われていたが、障害者や高齢者等の生活弱者には依然として厳しい現状がありさまざまな差別が残っています。言語についても、一般社会においては音声言語が普通であり、音声以外の手話を用いて会話をするのは、ほとんど受け入れられていません。最近になって、公式の場で、同時通訳の一方方法として手話を活用されているが、まだまだ普及していないのが実情です。ユニバーサルな社会を目指す我が山陽小野田市としても、ユニバーサルの条件として必要不可欠であります手話通話を、公の言語として制

定していく環境整備に向けた法整備の実現を私たち紹介議員は希望します。ついては、請願人からの現状の苦しみと苦労を聞いていただき、議員の皆様におかれましては、実情を十分御理解いただき、請願を採択していただきますよう、紹介議員としてお願いするものであります。よろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長　それでは請願者のほうから御説明をお願いしたいと思います。

(長谷川紹介議員退席)

赤井正志参考人　山口県ろうあ連盟理事長の赤井正志と申します。きょうはこのような場にお呼びいただき、本当にうれしく思っております。私たちの使っている手話は、昔なんです、手話は身振りと同じという考え方を持たれていました。でも私たちは手話は本当に言語であるということを今から説明したいと思えます。昔、日本の中では手話は言語とは認められていませんでした。そこで、聾で生まれた子供たちは、健常者は音声言語でやっていますよね、聞こえない者たちは、その人たちからいじめを受けたりとか、そういう苦労をずっとして、皆さんとっても苦労されています。手話を使うことで白い目で見られたりとか、言語として認められていない状況がありました。今は少しずつ聾啞者が手話を教えたりとか、手話を教えているところが段々ふえておりますが、全国でもまだまだ手話は言語という考えは広まっています。それで私たちは手話言語法の意見書、要望を出しているところです。例えば、皆さん健常者の場合は英語を学ばれると思うんですが、そういうときに英語は言語であるかと聞かれると、そういうことは考えていないと思うんですね。手話を学ぶときは手話は言語かということをよく聞かれるんですけど、私たち聾啞者には母語である。もし手話言語がない場合、例えばこのような委員会、大切な会議の場です。もし手話が言語でない場合だったら例えば猿のような手まね、身振りのような人がここに来た場合、話すことは皆さんできないと思えます。けれども、このように私が手話をやると、通訳をしてくれる。そして皆さんに通じることができる。僕の考え方、言いたいこと全て通訳を通じてコミュニケーションができるわけです。それは言語であるからできるわけです。英語も言語である。日本語も言語である。英語も通訳を介してわかりますよね。やっぱりそれは言語だからです。日本語も言語。それで通訳を介してできますよね。2006年に障害者権利条約というのが、手話は言語であるというのを提出しております。そのおかげで自由権、社会権などいろいろ保護されてきま

した。2011年に障害者基本法にも書いてあります。手話言語法を出す目的の一つは手話は皆さんの音声言語と同じ、対等と日本全国の皆さんに広めてほしいということと、聞こえない人たちが手話を学んで、手話でお話をして、そういう権利を守ってほしい。もう一つは健常者の場合は手話を学ぶ場所をふやしてほしい。聾啞者が自由にどこに行っても、誰に会っても手話でコミュニケーションができる、そういう場所をふやしてほしい。最後に手話を研究、普及する環境の準備、法制度、法整備などを要望したいと思っています。そういうことで意見書を出していただきたいと思っています。

下瀬俊夫委員長 ありがとうございます。委員の皆さんのほうから質問を受けたいと思います。

吉永美子委員 大事な母語である手話を子供たちがどのようにして手話を勉強しているのか。それと手話をする人たちの養成。手話通訳の方々の養成状況を教えてください。

赤井正志参考人 聞こえない子供たちについてでしょうか。

吉永美子委員 はい。二つです。

赤井正志参考人 どうして教えるかということなのですが、もし手話言語法が広まっていくと、親たちが手話が言語であることがわかった上で、両親も自然に手話を覚えていただくことができると思います。子供とのコミュニケーションも自然にできるようになると思います。手話で子供を育てることができるようになると思います。健常者の場合は日本語で教えますよね。自然と生活の中で身につくと同じように、両親が手話を覚えて、手話でコミュニケーションをすると自然に子供たちもそれを見て手話を覚えると思います。昔のように手話は言語でないとなったときは、両親が手話は言語ではないので、手話では子供たちとコミュニケーションはできないので、手話は教えない。一生懸命聞こえない子供たちに口話で教えていたわけです。だから手話言語法をつくってほしいということです。中学、高校で英語を習ったように手話をカリキュラムの中で養成してほしいです。手話養成の設備などもつくって通訳者を広めてほしいと思っています。今は手話奉仕員養成講座というカリキュラムがあるんですね。それと手話通訳者養成カリキュラムがあるんですね。それが平成11年から始まっています。それをずっとやっています。それはそ

のまま続けてほしいのと、それだけではなくて手話通訳士というのがあります。その養成も今やっています。手話奉仕員養成講座というのは各市でやっています。手話通訳者養成と通訳士養成というのは県の情報センターでやっています。

矢田松夫副委員長 この意見書の中に、自由に手話が使えないというふうに記載してありますが、このことは手話が言語でないから自由に使えないというふうに理解してよいのか、あるいはほかに自由に使えないという実態があるのかどうか。

赤井正志参考人 手話が自由に使えないということなんですが、実際に日本の中で手話が自由に使えないところもあります。あると思います。

内田八重子参考人 済みません。うまく伝えられなかったので、もう一回質問をしていただいていいでしょうか。

矢田松夫副委員長 この意見書の中に、自由に手話が使えないというのがありますが、これは手話が言語でないから自由に使えないのか、あるいはほかに例えば場所とか、そういったところで自由に使えないのか。日本の社会ですよ。そういうふうに自由に使えないという言語以外にもあるんですか。

赤井正志参考人 言語でないというのが大きな理由だと思います。言語でないというよりも、まだ言語であることが皆に理解されていないというところがあるので、それも使えていない理由の一つだと思います。

三浦英統委員 請願書の中に聾学校では手話は禁止されておると、こういうことが書かれておるが現状はどうなのかというのと、改正障害者基本法の中で、手話言語法がなぜその法の中に放り込まれなかったのか、その理由をお聞きしたいと思います。

赤井正志参考人 聾学校のことですね。聾学校の中で手話は禁止と書いてありますが、昔、昭和30年ぐらいですかね、手話は禁止、つまり法は法で今までずっと10年前ぐらいまでは手話は禁止されていました。なぜ禁止かということ、手話を使うと皆ばかだと思われたりとか、社会に入ったときに差別を受けるとか、だから口話を練習しなさいとビシビシ言われ、手話は禁止ということがありました。それは30年ぐらい。10年前ぐ

らいからは今はぼちぼち手話も使って、聾学校の中で手話を使いながら授業をやっているところもふえています。障害者基本法の中に手話は言語であると書いてある。なぜ手話言語法の中に入れていないかという意味ですよ。障害者基本法の中の情報コミュニケーション法、またはいろいろな法がいっぱいあると思うんですが、それを進めている中で、まず手話は言語であるということを、まずそれを優先的に進めて、それが認められた上で、次の手話通訳制度とか手話派遣制度とかがスムーズにつくられる。そのためにまず言語法を優先的に今進めているわけです。ほかの法律をきちっと整備するために、まず手話言語法を優先的に今運動しているわけです。

石田清廉委員 少しお尋ねします。まず障害者基本法で言語に手話が含まれると改正されたというふうに理解していいですね。しかし障害者総合支援法では地方自治体に対して手話通訳の派遣事業を実施することを義務づけられていると思います。しかしながら現状ではさまざまな場面で手話による情報保障、手話に対する正しい知識の啓発を行わなければならないことを定める法律がまだないということですね。そういう認識でよろしいですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）しかし、障害者総合支援法もですね、手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せている現状。このことによって派遣の範囲が市町村によって格差があるといえますか、あるとこないところ。そういう問題があって、そのため大変皆さん方が、聾啞者の皆さん方が不安を感じていらっしゃる現状だと思いますが、そういう実情ですか。現状をそのあたり自治体の取り入れ方について知っている情報があったら教えていただきたいんですが。

赤井正志参考人 山口県内の知っている範囲なんですが、手話通訳派遣をやっているところもあれば、やっていないところもまだあります。やってないところは山口県聴覚障害者情報センターというところで各市町と契約を交わして広域の派遣をやっております。山口県の中ではないんですけど、全国的には大きな問題になったのがあって、高松市なんですが、それは手話通訳の派遣のネットワークがきちっとなかったために、通訳の派遣を市外にできないという問題がおきたわけです。山口県の中では今のところ、きちっとそういうネットワークがあるところはまだまだあるので、そういうふうな課題も残っております。

岩本信子委員 今聞いてまして、今社会は聞こえない人が知るための手段として手話があるじゃないですか。そうじゃなくて、聞こえる人が学ばなく

てはならない、そのための手話法を言ってらっしゃるんじゃないかと思う。それは聞こえる人がコミュニケーション、だから今私全然わかりません。手話でされても通訳がないと。それが通訳がなしで私がわかっていく、理解できるという社会にするための手話法という考え方でよろしいですか。

赤井正志参考人 皆さんが手話を覚えるための手話言語法とは違うと思うんですね。私が言いたいのは、私たちが使っている手話が言語であるということを広めたいということ。例えて言うと、健聴者の両親に子供が生まれました。子供が生まれたときに、その子が聾とわかったときに、こっちが手話言語法がある場合、こっちが手話言語法がない場合と考えた場合、ここで大きな違いがあると思うんですね。ある場合だったら、両親が手話言語法があるということを理解していれば、子供が聞こえないとわかったときに安心して手話でコミュニケーションができます。両親が手話が言語であると知らないときは、手話を教えたら将来が心配。昔のように聞こえる人にいじめられるのではないかというような心配があるわけです。そういうことなので、手話が言語であることを認めてほしいということです。

小野泰委員 請願書と意見書をいただいております。その中の最後の記の部分に書いてあります。ここに全て書いてあると思うんですけど、このことを通じて手話言語法を制定することを国に求めるということですが、さっき話を聞きますと県下でもかなり、13市や町にも意見書なり要望書なり出されておるようですが、文書的には同じような形で出されたのかどうなのかお聞きしたいと思います。

赤井正志参考人 私としては請願書、陳情書、意見書、趣旨を書いた文章を各市に送ったり持って行ったりしています。全国もそのように同じような内容でやっております。

小野泰委員 今回の請願なり意見書なり要望陳情というのは全国規模でろうあ会を通じて全国的に行われたということですか。

赤井正志参考人 山口県だけの問題ではなくて、全国的に47都道府県、市町全て1,400幾つかあると思いますが、全てに今全国的に各県の会が全部運動をしています。9月に意見書を出す予定のところもあります。全日本ろうあ連盟が上部団体にあるんですけど、そこが中心で全国的に

運動を展開しています。

三浦英統委員 派遣法の関係なんですが、役所にしても今は全部派遣はできないということなんですが、今後派遣ができるようになれば、どのような派遣ができるのか、ここらをお聞きしたい。どこが派遣先になるのか。

赤井正志参考人 山口県の中で今は派遣がないところがあります。それも含めて私たちろうあ連盟が全て派遣ができる制度、最終的には山口県内の派遣ネットワーク、つまりどこに行っても通訳が派遣してもらえるようなのをつくりたいと思っています。今はまだまだ全てではないのですが、やっていないところもありますが、それは今取り組み中です。

三浦英統委員 その派遣に対する経費はどこが負担するところでしょうか。

赤井正志参考人 お金については行政から出ております。説明が漏れたと思うんですが、私たちは手話は言語であるということは、昔から要望をずっとやっていた。派遣の負担というのは行政から援助をいただいて、いろいろな運動や運営をしています。県は必須事業として派遣をやっています。市も必須事業としてやっています。例えばある市では手話派遣がないところもあるんですけど、お金は必ずあるはずなんですね。必須事業なので。だからそれは県の情報センターと契約して、広域に派遣ができるようにやっております。

下瀬俊夫委員長 以上で質疑がないようなので、そちらのほうからありますか。

赤井正志参考人 特にありません。

下瀬俊夫委員長 ここで退席をお願いしたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。

赤井正志参考人 皆さん本当にありがとうございました。

(参考人退席)

下瀬俊夫委員長 今からこの請願について議論いただきたいと思います。

吉永美子委員 私もまだ手話というものがよくわかっていないことと、子供たちの状況というのが、どういう環境の中で手話を使っているのかわからない状況ではあったんですけど、きょう少しわかったのと、パンフレットを見ても、聾学校で子供たちが手話を学べないとか、そういった実態があることに少しびっくりした部分があって、今のその状況を一步以上かな、前進させてあげないといけないということはすごく実感したので、個人的にはこの請願書は採択をするべきではないかととても思いました。

下瀬俊夫委員長 ほかに御意見。何か一言言ってください。

石田清廉委員 本市の取り組みが市外についてはできないとか、まだまだ自治体としての取り組みがおくれているように思いますので、ぜひこの意見書を提出して本市の積極的な取り組みにすべきだという意味で賛成します。

岩本信子委員 私たち一切手話を知らないという現実があります。でもここに書いてあります、ありがとうとかさようならとか、せめてその人がやっちょってことが、あれ、ありがとうと言いつつんだな。全部を通訳みたいなことはわからなくても、社会全体で困ってますとかありがとうとかさようならとかいう、それぐらいの手話ぐらい広まるとですね、ちいと違うのかな。障害者を助けていくとか人に優しいまちづくりになると思いますので、ぜひこれは意見書として出して上げて、請願取り上げて差し上げて、私たちも少し気持ちを学んでいくというか、大事じゃないかなと思いました。

矢田松夫副委員長 手話そのものが社会的に認知になるように、請願を採択し、意見書を上げることに賛成します。

小野泰委員 手話が自由に学べ使える。そういったことになればさらによくなっていくのかなという気持ちでおりますので、これは賛成をいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは、請願についての質疑をこれで打ち切ります。討論、採択に入りたいと思います。請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、討論ありましたら。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）討論なしといたします。賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致。では請願が採択されましたので、ただいまから協議会に切りかえます。

午後 3 時 4 2 分 休憩

午後 4 時 8 分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開します。陳情の取り扱いについて皆さんの御意見をお願いします。

岩本信子委員 陳情書を見ましたけれど、労災認定の基準の改正を求めるということで、まだ私たちもそこまでの勉強はしていませんし、すごい専門的なことも書かれているんですけど、陳情者が大阪の方ですよ。だからといって外したらいけんのじゃろうけど、まだ調査もしてませんし、勉強もしてませんので、私はちょっとこれは賛成しかねます。

吉永美子委員 やはり、書かれているような実体はあるとは思うんですよ。山陽小野田市でどうなのかということと、私の記憶では被災したいわき市はたしか議会が意見書を出していたと思うんですよ。そういったところ等も中身について市内ではどういう状況なのか。意見書についてはよそが出したから云々じゃないですけど、どういう状況下の中で他市が意見書を採択されているのか等のことも調査をするべきではないかと思えます。

下瀬俊夫委員長 こういう具体的な患者団体は多分ないんじゃないかな。

吉永美子委員 ただ陳情者がこの人たちだったかどうかはわかりませんよ。でも同じ内容をいわき市が意見書を出していたのは間違いないので、いわき市も実態を調べられた上での意見書だったと思うので、もう少し調査をしたらいかがかと思えます。

下瀬俊夫委員長 調査をするということでもいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これは継続して研究をするということにします。陳情の取り扱いはそういうことにしたいと思います。きょうはこれで終わります。

午後 4 時 1 2 分 散会

平成 2 6 年 9 月 5 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成26年9月5日(金)
午後2時
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 所管事務調査 火葬場建設について
- 2 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 3 請願第7号 新ごみ処理施設の民間委託による包括運転に関する請願書
- 4 陳情要望について

平成26年第3回(9月)山陽小野田市議会定例会

請 願 文 書 表

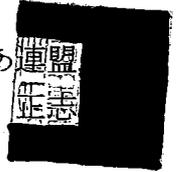
受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請願の主旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員の氏名	付託委員会
第2号	平成26年 8月25日	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書	別添請願書 写しのとおり	山口市鑄銭司南原236 4-1 一般社団法人山口県ろう あ連盟 理事長 赤井 正志	長谷川 知司 大井 淳一朗	民生福祉 常任委員会

平成 26年 8月 25日

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

山陽小野田市議会 議長 尾山 信義 様

請願者 山口市鑄銭司南原 2364-1
一般社団法人 山口県ろうあ
理事長 赤井



紹介議員

長谷川 知司 
大井 淳一郎 

【 要旨 】

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

【 理由 】

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。



「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備のに向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本県市町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 8月 25日

内閣総理大臣 殿

山陽小野田市議会

議長 尾山 信義

陳 情 書

平成 26 年 8 月 6 日

山陽小野田市議会議長 尾山 信義 様

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町 3-12-33
軽度外傷性脳損傷仲間の会
代表 藤本 久美子

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

陳情の趣旨

軽度外傷性脳損傷 (MTBI) は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関 (WHO) の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1000万人の患者が発生していると推測されており、今後2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

WHO の報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられています。

しかし、この病気は MRI などの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁、膀胱障害など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができます。

また、通学路での交通事故や柔道の女子の義務化も含め、スポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちが MTBI を発症する可能性も高くなっています。

さらに、WHO の警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも、重症の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について、多くの市民に周知を図っていただきたいと思えます。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します。

陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

1. 業務上の災害または通勤災害により MTBI となり働けない場合、労災の障害 (補償) 年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
3. MTBI について、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上

